

部活動規定

本会員の個性を伸ばし、友情を深め、心身の鍛錬をはかることを目的として部を設置する。

- 第1条 部活動は生徒会会員の入部希望者を以って組織する。
- 第2条 原則として授業（総合実習Bを含む）及び学校行事が部活動より優先する。
- 第3条 各部には少なくとも1名以上の本校の職員を顧問としおかなければならない。
- 第4条 生徒の部活動への参加は随意とする。ただし2部以上に重複加入することはできない。入部にあたっては入部届けを提出し、顧問の承認を得なければならぬ。退部するときも同様とし、生徒指導課活動係にも連絡する。
- 第5条 部活動は原則として放課後実施する。放課後の練習終了は、3月～10月を午後7時30分までとし、完全下校を午後8時00分とする。また、11月～2月を午後7時00分までとし、完全下校を午後7時30分とする。
- 第6条 定期考查1週間前から考查終了までは部活動を禁止する。ただし上記期間中又は考查終了日から2週間に内に公式の大会がある部については顧問が生徒部に届けその承認を得て活動を行うことができる。
- 第7条 公式試合（高体連、高野連の主催又は共催するもの）又は文化部の公式大会（高文連とこれに準ずる連盟主催するもの）に出場するための授業等を欠席しなければならないときは、顧問は出席取扱の願いを職員朝礼で連絡しなければならない。ただし問題行為（謹慎）を起こした生徒については出場を停止する。
- 第8条 次の場合は生徒指導主事より運営委員会にはかって、必要と思われる期間の部活動を停止する。
- (1) 部活動の目的又はこの規定に反する行為を行ったとき。
 - (2) 部室使用規定に著しく違反したとき。
 - (3) 部費を不正に使用したとき。
 - (4) その他顧問が必要と認めたとき。
- 第9条 各部において、部員が活動に支障をきたす人数になったときは同好会とする。2年続けて5名未満の同好会は、廃会（3年目）の対象とする。また、部活動で部員がいない場合は、1年間休部とする。2年続けて活動していない場合は、廃部（2年目）の対象とする。また、上記に関する部員数の判定は6月30日現在とする。ただし、廃部、廃会については顧問会議、職員会議で審議し、校長の承認を得て決定する。結果については生徒総会で報告する。
- 第10条 同好会の新設および存続にあたっては、次の条件のすべてを満たさなくてはならない。
- (1) 加入に同意している生徒が5名以上いること。
 - (2) 活動目的と活動内容がこの規定に反しないこと。
 - (3) 活動場所があること。
 - (4) 顧問となる本校職員がいること。
 - (5) 週1回以上の活動を行うこと。

- 第11条 同好会の新設申請にあたって、新設希望生徒は所定の申請書を生徒指導主事及び生徒会顧問に提出しなければならない。生徒指導主事はこれを職員会議にはかり、その審議を経て校長の承認を得て決定する。新設については次年度からとする。
- 第12条 部活動昇格基準は以下のものとする。
- (1) 2年間の実績を上げていること。もしくは、2年連続して公式試合に年1回出場するか、それに準ずる発表会などに出場するか、又それに見合う活動をすることとする。
- (2) 週3回以上活動していること。
- (3) その他活動が適正に行われていること。
- 第13条 部活動顧問は4月1日に仮顧問を決め、職員会議で最終的な顧問を決める。
- 第14条 長期休養中（夏休み、冬休み、春休み）の活動については、必ず事前に実施計画書を生徒指導課部活動係に提出しなければならない。また、合宿についても同様である。
- 第15条 部活動に関する諸規定は、原則として同好会にも準用する。

(令和5年3月一部改訂)